

第30回記念 羽生市民体育祭開催要項

1. 趣 旨 市民生活の向上と豊かなまちづくりのために、市民ひとりひとりが、「自らの健康は自ら守る」という体力づくり運動を推進し、スポーツ・レクリエーションを通して心身の健全な発達とコミュニティスポーツの普及振興を図り、健康で明るく住みよい地域社会をつくる機会とする。
2. 記念事業 第30回開催を記念し、埼玉県警察音楽隊・カラーガード隊・大東文化大学陸上競技部を招き、音楽演奏、デモンストレーションを行う予定です。
3. 主 催 羽生市 羽生市教育委員会 羽生市体育協会
4. 主 管 羽生市民体育祭実行委員会
5. 後 援 羽生市自治会連合会 公民館連絡協議会
各地区体育振興会
6. 期 日 平成28年10月23日(日)
※雨天（グラウンドコンディション不良時）の場合は中止となり、順延はありません。
7. 会 場 羽生中央公園陸上競技場
8. 参加資格 地区対抗・一般種目は羽生市内在住者・在勤者とする。
9. 年齢基準 年齢基準のある種目については、体育祭当日満年齢とする。
10. 競技方法
 - 1) 総合優勝制（地区対抗）をとりいれ、地区対抗種目による合計得点により順位を決定する。
 - 2) 一般参加種目は、競技ごとの決勝とする。
11. 表 彰
 - 1) 団体（地区対抗）
※優勝・・・優勝旗 優勝杯 賞状
※準優勝・・・準優勝杯 賞状
※第3位・・・第3位杯 賞状
 - 2) 個人
一般参加種目（ウルトラクイズを除く）は、参加者全員に参加賞を贈呈する。
12. 対抗地区
 - ①羽生（みどり） ②新郷（むらさき） ③須影（オレンジ）
 - ④岩瀬（エンジ） ⑤川俣（きみどり） ⑥井泉（しろ）
 - ⑦手子林（きいろ） ⑧三田ヶ谷（あか） ⑨村君（みずいろ）

13. 得点方法 1) 地区対抗種目の得点は、19人以下の種目と20人以上に分けて、以下のとおりとする。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位
19人以下	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	4点	4点
20人以上	16点	14点	12点	10点	8点	6点	4点	4点	4点

(注) ウルトラクイズについては、競技終了時の残った人数により、順位を決定する。

綱引きについては、1位・16点、2位・14点・3位・11点、以下・5点とする。

- 2) 総合得点は地区対抗種目得点の合計とし、同点の場合は1位の多い地区を上位とする。また、1位の数が同点の場合は2位の数とし、以下はこれに準じて決定する。

14. 参加申込・期限

羽生市教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係

〒348-0052 羽生市東9-1-1

TEL 563-0150 FAX 563-5872

[提出期限] 平成28年10月16日(日)までに必着

15. 競技規則

- 1) 競技は地区対抗種目と一般参加種目とし、対抗種目について指定のナンバーカード・ハチマキを必ずつける。
- 2) 地区対抗種目について、選手は一人2種目まで出場することができる。但し、玉入れ・なわとび・むかでリレー・ウルトラクイズ・大玉送り・綱引き・人間輪くぐりは除く。
- 3) 選手の集合は選手集合所を設け、出場種目の2種目前に集合しその場所において選手(チーム)の点呼を行う。遅れた選手・チームは棄権とみなす。ただし、なんらかの理由(事故等)により、遅れた場合には審判長の判断にゆだねる。
- 4) 選手の変更は、競技開始1時間前までに所定用紙に記入のうえ大会本部に申し出る。(選手変更届が必要な種目は、二人三脚リレー・グラウンドゴルフ・障害物リレー・ゲートボール・小学生対抗リレー・女子地区対抗リレー・男子地区対抗リレーとする。)
- 5) 競技判定の異議申し立ては、団長が次の競技が始まる前に行うものとし、それ以降については受け付けない。
- 6) スパイク(ソフト・サッカーも含む)・綱引での手袋の使用を禁止する。また、はだしでの競技参加を禁止する。
- 7) トラック内の無理な追越し、応援の人の伴走は禁止する。
- 8) 以上の規則以外のことについては、細則及び陸上競技規則に準じ審判長の判断による。